**平成２６年（フ）第３８号**
沖縄県うるま市字赤野1103番地３
債務者　今村亜砂美
１　決定年月日時　平成26年４月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで
５　免責審尋期日　平成26年６月18日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

**平成２６年（フ）第４５号**
北海道帯広市柏林台南町２丁目17番地
債務者　安田フサ子
１　決定年月日時　平成26年４月10日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年６月19日まで
５　免責審尋期日　平成26年６月26日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

**平成２６年（フ）第３３００号**
東京都練馬区石神井台１丁目９―10　ルーク・Ｓ202
債務者　林邉　シズ
１　決定年月日時　平成26年４月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年６月24日まで
５　免責審尋期日　平成26年６月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第３３０１号**
東京都練馬区石神井台１丁目９―10　ルーク・Ｓ202
債務者　野村　　明
１　決定年月日時　平成26年４月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年６月24日まで
５　免責審尋期日　平成26年６月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

## 破産手続廃止及び免責許可決定

**平成２５年（フ）第１７１号**
青森県八戸市石堂３丁目14番17号
破産者　松橋　堅悦
１　決定年月日　平成26年４月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

**平成２５年（フ）第１７２号**
青森県八戸市石堂３丁目14番17号
破産者　松橋　啓子
１　決定年月日　平成26年４月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

**平成２５年（フ）第６２４号**
埼玉県所沢市大字山口1008番地の19
破産者　蒲生　千佳
１　決定年月日　平成26年４月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２５年（フ）第６４１号**
埼玉県飯能市大字下赤工260番地６
破産者　勝山　幸子
１　決定年月日　平成26年４月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２５年（フ）第３９７号**
新潟市秋葉区矢代田1154番地38
破産者　清野　　隆
１　決定年月日　平成26年４月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

**平成２５年（フ）第２３１７号**
愛知県春日井市白山町８丁目８番地20
破産者　赤津　牧人
１　決定年月日　平成26年４月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２５年（フ）第３３３号**
大津市仰木の里東７丁目15番11号
破産者　ＯＮ　ＴＨＥ　ＧＲＥＥＮこと　足立　晃
１　決定年月日　平成26年４月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

**平成２５年（フ）第３８６号**
滋賀県湖南市下田2758番地51
破産者　大西　年信
１　決定年月日　平成26年４月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

**平成２５年（フ）第３８７号**
滋賀県守山市岡町40番地２
破産者　神薗智佳子
１　決定年月日　平成26年４月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

**平成２５年（フ）第３３４号**
京都市右京区嵯峨苅分町10番地
破産者　田中　初美
１　決定年月日　平成26年４月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２５年（フ）第１４０１号**
京都府京田辺市草内穴口12番地
破産者　ジャパンキッチンこと　山崎　　清
１　決定年月日　平成26年４月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２５年（フ）第５１３８号**
大阪市東住吉区湯里６丁目９番26号　エスペランサ21―403号
破産者　川田　裕次
１　決定年月日　平成26年４月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第１５０号**
宮城県大崎市古川中里４丁目15番46号
破産者　大泉　昭夫
１　決定年月日　平成26年４月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

**平成２５年（フ）第１５４号**
宮城県大崎市岩出山字東川原町４番地２　ハイムメイプルＡ号棟102号
破産者　菅原　友子（旧姓中山）
１　決定年月日　平成26年４月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

**平成２５年（フ）第１３４号**
秋田市牛島南１丁目13番３号　ファミールＫＡＴＯＨ102号
破産者　富樫　和美（旧姓金澤・弓場）
１　決定年月日　平成26年４月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部